

## 飛騨市スポーツ協会賛助会費運用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、「飛騨市スポーツ協会賛助会員規程」第6条(会費の使途)の運用について必要な事項を定めるものとする。

### (会計)

第2条 賛助会費は特別会計とし、本会の会計とは別に管理する。会計年度は本会の事業年度に準ずることとする。

### (基本支給)

第3条 6月末日における当該年度の賛助会費額の1/2の金額を当該年度の登録団体数(飛騨市スポーツ少年団及び飛騨市中学校体育連盟を除く)で按分し(1,000円未満切り捨て)、支給する。

### (実績支給)

第4条 市民大会およびジュニア育成につながる事業を実施した加盟団体より請求があった場合に、実績回数に応じて年度末に一括支給する。金額は理事会で決定するが、1回の金額の上限は10,000円とし、実績回数の制限は設けない。

### (予備費)

第5条 第3条および第4条により支出をしたのちの当該年度の残額は予備費として会計内に積み立てる。

(2) 第4条において、不足額が生じた場合は、予備費を取り崩してこれに充てる。

### (監査および会計報告)

第6条 飛騨市スポーツ協会会計監査による監査を受け、賛助会員に書面にて報告をする。また、飛騨市スポーツ協会定時総会においても報告する。

### (その他)

第7条 この規程に定めのない事項で特別の事情がある場合は、常任理事会による

承認を必要とする。

- (2) 本規程の改正を必要とする場合は、理事会の承認を必要とする。

#### 附則

この規程は令和4年5月13日より施行する。

令和3年度の賛助会費についてもこの規程を適用する。